

平成28年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 平成28年5月20日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
 - （地裁委員） 柏田芳徳，税所由美子（家裁委員兼務），須田啓之（家裁委員兼務），中村紀代子，西山昌彦（家裁委員兼務），日高公洋，藤田光代，両角晃，渡辺吏（家裁委員兼務）
 - （家裁委員） 加藤聡，倉山茂樹，黒木尚之，高橋高人，松田公利
 - （同席者） 地家裁事務局長，民事首席書記官，刑事首席書記官，家裁首席書記官
 - （庶務担当者） 地裁総務課長，家裁総務課長
- 4 議事
 - (1) 地裁委員会の委員長代理の指名
委員長が委員長代理として，藤田光代委員を指名した。
 - (2) 意見交換
 - 裁判所の担当者において「個別労働紛争と労働審判制度」に関する説明及び労働審判事件の模擬審判期日を実施した。
 - 意見交換
 - ・委員長：今回のテーマは，「個別労働紛争について」であるが，先ほどの裁判所からの説明等に対する御意見，御感想などを自由に発言していただきたい。
 - ・委員：平成18年4月から労働審判制度が始まったということであるが，それに伴い労働局等のADRは廃止されてしまったのか。
 - ・委員長：労働局等のADRは現在も利用可能である。個別労働紛争を解決する選択肢として労働審判手続が加わり，紛争解決の選択肢が増えたこと御理解いただきたい。ADRと労働審判手続の両方を利用することも可能である。
 - ・委員：労働局の紛争調整委員をしているが，労働局のADRは，あっせんまでであることから，使用者側に強固に争う姿勢が見られたり，双方の主張に大きな隔たりがあったりして，歩み寄りの余地がないと判断した場合は，ADRはその時点で終了する。双方にあまり争う姿勢が見られなかったり，解決のために多額に費用を掛けたくないという場合には，ADRでうまく解決できているようである。
 - ・委員：ADRは，あっせんまでとなっていて，必ずしも解決まで至るとは限らないので，ほとんどの弁護士は利用していないと思われる。また，労働審判手続と裁判手続の選択基準について，労働審判になったとしても異議が申し立てられないと判断した場合には，早期解決のために労働審判手続を選択するが，そうでなければ，最初から訴訟手続を選択している。
 - ・委員：地位確認や解雇無効を求める事案で，労働審判手続で解決が図られた後の使用者と労働者との間の雇用関係はうまくいっているのか。
 - ・委員長：ほとんどの労働審判事件は，雇用関係が終了した状態で申し立てられている。労働者が会社に戻ったとしても，やはり会社との間で円満な関係は築けないと思われるので，一般的には戻らない方向で解決を図ることになる。

- ・委員：訴訟のほか労働審判も担当しているが、地位確認など、労働者が会社に戻ることを労働審判手続で求めた場合、使用者と労働者との間の一度悪化した関係を修復して会社に戻るというよりも、金銭的な解決を図り、それぞれが前向きな新しい別の関係を築いていくという方向での紛争の解決が図られている。

なお、労働者側の話を見ると、弁護士に相談せずに紛争を解決しようとする方は、一度は、労働局等のADRであっせんを受けたという方がほとんどである。

また、労働審判制度が制定される以前は、裁判所の手続としては、民事調停か訴訟のいずれかを選択するしかなかったところ、民事調停は、専門家調停委員が指定されたとしても、労働者側・使用者側双方の立場から一人ずつ指定するという訳ではないので、権利関係を踏まえた本質的な解決を図るという意味では手続上限界があった。一方、訴訟は、本質的な解決は図れるが、当事者にとって時間的・費用的に相当の負担が掛かる。そういった事情を踏まえて労働審判制度が制定され、労働者側と使用者側の各審判員が審理に関与して、権利関係を前提とした実情に応じた調停又は審判をして紛争を解決していることから、当事者にとって有効な制度になっていると思われる。

- ・委員：模擬審判期日では、労働者と使用者が同席していたが、労働者は心理的な圧迫を受けるのではないか。労働者側の審判員は、労働者の立場に立った意見を述べるのか。また、弁護士以外でも代理人になれるのか。
- ・裁判所：労働審判員は、中立・公正な立場で意見を述べる。当事者から同席したくないという申出があれば、相手側の了解の上、個別に話を聞いている。
- ・委員：労働審判手続の代理人は、基本的には弁護士でなければならないところ、裁判所が、必要性や相当性などを検討した上で許可をすれば、弁護士以外でも代理人となることができるが、実際には、その要件を満たすことは難しいと思われる。
- ・委員長：弁護士以外の代理人は、全国的にも皆無に近いのではないと思われる。
- ・委員：弁護士以外の代理人では、労働審判手続をきちんと進めることは難しいと思われる。
- ・委員：当事者が、最初から期日に同席したくないと申し出た場合はどうするのか。
- ・裁判所：その場合は、最初から個別に話を聞くことになるが、実際は、代理人が付いていることが多いので、本人は退席し、代理人のみ同席して審理することになる。当初から一方の当事者が一人も同席せずに話を聞くということはほとんどない。
- ・委員：うつ病を中心とする精神疾患で休職する労働者が多い。政府主導で改善方法を検討している国もあるところ、休職に追い込まれた精神疾患の原因が使用者側にあるとする労働紛争が生じる前に、国や企業が対策を立てておく必要があるのではないか。
- ・委員：零細企業は、限られた応募者の中からある程度妥協して採用しているので、指導・改善で苦勞している部分がある。改善する見込み等がなく、解雇したいと思っても、トラブル等を避けてスムーズに進めるのはなかなか難しい。
- ・委員：模擬審判期日では、就業規則の解雇事由に当たらないから解雇は有効ではないと主張していたが、就業規則の解雇事由に当たらないと解雇できないのか。
- ・委員：基本的には、解雇事由に当たらないと解雇できないが、通常は、包括条項が設けられているので、使用者側はその条項に当たると主張立証していくことになる。

- ・委員：争いを好まないという県民性によるのかもしれないが、人口に対して、新受件数が少なく、泣き寝入りしている労働者が多いのではないかと思われる。労働審判制度を周知するための広報活動が必要ではないか。
- ・裁判所：最高裁作成のパンフレットを労働局等へ送付し、備え置いていただいている。
- ・委員：労働審判手続は、弁護士が代理人として付いていないと難しいという点が件数の少なさに影響しているのではないか。

5 次回予定

- ・委員長：次回のテーマについて意見等はあるか。意見等がなければ、裁判所における広報活動を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：平成28年11月18日（金）午後1時30分